

# 令和 6 年第 9 回 笠間市農業委員会総会会議録

令和 6 年 9 月 30 日 開会  
令和 6 年 9 月 30 日 閉会

笠間市農業委員会

令和6年笠間市農業委員会第9回定例総会

〔令和6年9月30日〕

- 
- 日程第1 議事録署名人の指名  
日程第2 会期の決定  
日程第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
日程第4 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について  
日程第5 議案第3号 非農地証明願について  
日程第6 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定について  
日程第7 議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について  
日程第8 議案第6号 農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第1項の規定による農業振興地域整備計画変更認可に係る意見集約について  
日程第9 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議事録署名人の指名  
日程第2 会期の決定  
日程第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
日程第4 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について  
日程第5 議案第3号 非農地証明願について  
日程第6 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定について  
日程第7 議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について  
日程第8 議案第6号 農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第1項の規定による農業振興地域整備計画変更認可に係る意見集約について  
日程第9 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 

出席委員

|    |       |     |       |
|----|-------|-----|-------|
| 2番 | 高野尚夫君 | 11番 | 鶴田英樹君 |
| 3番 | 青木勝照君 | 12番 | 長谷川隆君 |

|       |           |       |           |
|-------|-----------|-------|-----------|
| 4 番   | 石 川 馨 君   | 1 3 番 | 山 口 忠 栄 君 |
| 5 番   | 伊 藤 孝 洋 君 | 1 4 番 | 小 沼 祐 君   |
| 6 番   | 柳 橋 泰 君   | 1 5 番 | 込 山 祐 一 君 |
| 7 番   | 入 江 保 夫 君 | 1 6 番 | 大 橋 正 義 君 |
| 8 番   | 長谷川 愛 子 君 | 1 7 番 | 佐 藤 清 章 君 |
| 9 番   | 國 谷 博 隆 君 | 1 8 番 | 田 山 悦 子 君 |
| 1 0 番 | 菅 井 亘 君   | 1 9 番 | 永 田 良 夫 君 |

---

#### 欠 席 委 員

1 番 塙 博 光 君

---

#### 出 席 説 明 員

|                         |           |
|-------------------------|-----------|
| 農 業 委 員 会 事 務 局 長       | 福 嶋 猛 君   |
| 農 業 委 員 会 事 務 局 局 長 補 佐 | 島 田 耕 一 君 |
| 農 業 委 員 会 事 務 局 主 任     | 三 次 登 君   |
| 農 政 課 係 長               | 川 上 智 昭 君 |
| 農 政 課 主 事               | 根 本 和 稀 君 |

---

午後 1 時 3 3 分開会

#### 開会の宣言

○議長（永田良夫君） それでは、ただいまから令和 6 年第 9 回笠間市農業委員会定例総会を開催いたします。

ただいまの出席委員18名。よって、笠間市農業委員会会議規則第 6 条の規定により、委員定数の半数以上に達しておりますので、本総会は成立をいたしました。

---

#### 議事録署名人の指名

○議長（永田良夫君） 日程第 1、議事録署名人の指名をいたします。

笠間市農業委員会会議規則第15条第 2 項の規定により、6 番柳橋 泰委員並びに 8 番長谷川愛子委員を指名いたします。

---

#### 会期の決定

○議長（永田良夫君） 日程第 2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

この総会の会期は、本日限りといたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、会期は本日限りと決定いたしました。

---

#### 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

○議長（永田良夫君） 日程第 3、議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題といたします。

番号の 79 について、議席番号 5 番、8 番委員より調査報告をお願いします。

○ 8 番（長谷川愛子君） 番号 79 について、報告をいたします。

24 日、指名調査委員と譲受人、代理人立会いの上、確認をいたしました。申請人、申請地等につきましては、議案書に記載のとおりです。

場所は、佐白山の中腹付近となっております。

譲受人の申請理由は、自己所有地の近くであり、畑として使用できるように譲っていただきたい。譲渡人は、自分で耕作ができないので、相手へ譲渡したいとのことです。取得後の申請地利用計画は、自家消費用の野菜となっております。

この申請は、耕作を目的としており、機械、労働力、技術力と、何ら問題はございません。そのほか関係書類も整っております。許可相当と判断できますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の 80、81 について、議席番号 2 番、10 番委員より調査報告をお願いします。

○ 10 番（菅井 亘君） 80 番と 81 番について、調査結果を報告いたします。

まず、最初に 80 番について、報告いたします。

9 月 21 日、指名調査委員、申請人立会いの上、現地の調査を行いました。申請人、申請地は、議案書に記載のとおりでございます。

申請場所は、国道 50 号線滝川交差点から北に 4 キロほど進みまして、県道真端水戸線交差点の 300 メートル先を右折し、さらに左折しまして、水田地帯の農道を 1 キロメートルほど進んだ地点でございます。

申請事由は、譲渡人は、健康上、耕作ができないということで、譲受人は、譲渡人からの要望もあり、農地を拡大するものでございます。

なお、譲受人は兼業農家であり、機械等も一式、取りそろえてございます。

以上、贈与等については、問題点ございません。よろしく審議のほどお願いいたします。続きまして、81 番について、調査結果を報告いたします。

9 月 20 日に指名調査委員、申請人代理人立会いの上、現地の調査を行いました。申請人、

申請地は、議案書に記載のとおりでございます。

申請場所は、国道50号線金井交差点から北に県道笠間緒川線を6キロメートルほど進みまして、ビーラインの交差点を通り過ぎ、200メートルを左折して、約1キロメートル先の道路沿いでございます。

申請事由は、譲渡人は、高齢で耕作が不能であるということで譲受人に渡すことになり、また、譲受人は、自作地の隣接地でございますので、依頼を受けることになりました。

譲受人は、専業の農家で、農機具等も一式、取りそろえてございます。

贈与等について、特に問題点もございません。よろしく審議のほどお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の82から95について、議席番号4番、11番委員より調査報告を願います。

○4番（石川 馨君） 番号82から87につきまして、報告をいたします。

9月25日に調査委員2名にて調査をしてまいりました。関係者においては、電話にて確認をしております。

82番から84番につきましては、同一場所でありますので、まとめて報告のほうをさせていただきます。申請人、申請地、目的等につきましては、議案書に記載のとおりであります。

場所は、ホームセンターコメリ友部店より西へ50メートル辺りのところであります。

譲渡人は、耕作が困難なため、耕作放棄地にしないため、隣接する譲受人に買い取ってもらいたい。譲受人は、屋敷に隣接しているため、耕作に便利のために買い受けたいとのことであります。許可後は、栗を植えて規模拡大を図る計画です。機械、労力、技術等には問題はありません。

この売買は、耕作を目的としており、関係書類も完備されておりますので、許可相当であると思います。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

次に、85番について、報告をいたします。

同じく25日に調査をしてまいりました。申請人、申請地、目的等につきましては、議案書に記載のとおりであります。

場所は、松山団地の中ほど南側の辺りであります。現地は、野菜畑とイチジクやタラの芽などが植えてありました。

譲渡人は、高齢であり、耕作が困難になったため売買したい。譲受人は、鯉淵地内において義理の父の畑の手伝いをしていたので、その経験を生かし購入したいとのことあります。許可後につきましては、ブルーベリー栽培をして、ジャムの加工販売をする計画であります。

機械は、耕運機、刈払機等、最小限ではありますが、耕作を目的としており、関係書類の完備もあり、許可相当だと思いますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたし

ます。

次に、86番、87番について、報告いたします。

同じく25日に調査委員2名と代理人立会いの下、調査をしてまいりました。申請人、申請地、目的等につきましては、議案書に記載のとおりであります。

場所は、JR常磐線大古山踏切より北に100メートルの辺りであります。

86番、87番は関連がありますので、まとめて報告をいたします。

この申請は、営農型太陽光発電施設が3年経過し、再申請をするものであります。下部作物のサカキについては順調に生育しておりますので、この賃貸借の申請は許可相当と見てまいりました。

87番につきましては、区分地上権を申請するものであります。営農において、ほどよく管理されておりますので、地上権の申請においても許可相当であると見てまいりましたので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（永田良夫君） 11番。

○11番（鶴田英樹君） 88番から95番について報告いたします。

まず、番号88番について、調査の結果を御報告いたします。

9月25日、指名調査委員2名にて現地を調査してまいりました。代理人については、電話にて確認いたしました。申請人、申請目的等については、議案書のとおりです。

申請場所は、随分附の西池の東側にありました。

譲受人申請事由は、当該土地を賃貸で耕作してきた土地であり、今後も耕作を続けるためとしております。譲渡人は、今後、耕作する見込みがないためとのことです。

取得後の申請地利用計画は、耕作を目的とした所有権移転であり、譲受人も笠間市及び近隣の市町村にて大規模に耕作しており、適正と認められます。

また、関係書類も完備しており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

次に、番号89番について、調査の結果を報告いたします。

9月25日、指名調査委員2名にて現地を調査してまいりました。譲受人、譲渡人については、電話にて確認いたしました。申請人、申請目的等については、議案書のとおりです。

申請場所は、笠間市環境センターを西へ200メートル、南へ100メートル、北関東道の隧道を抜けたところです。

譲受人申請理由は、譲渡人の意向を受け、農業経営の拡大を図るとのことです。譲渡人は、柿栽培の専業で、栗畑である申請地の耕作が困難なため、30年来、耕作を委託していた、いここに贈与するとのこと。

取得後の申請地利用計画は、耕作を目的とした所有権移転であり、機械、労働力についても適正と認められます。

また、関係書類も完備されており、許可相当と判断されますので、よろしくお願いいた

します。

続きまして、番号90番について調査の結果を報告します。

9月25日、指名調査委員2名にて現地を調査してまいりました。代理人等については、電話にて確認いたしました。申請人、申請目的等については、議案書のとおりです。

申請場所は、笠間市環境センターを西へ200メートル行った辺りで、北関東道と挟まれたところでは、

また、この申請は、営農型太陽光発電施設の更新の申請であります。

譲受人は、営農型太陽光発電施設の下部における営農に特化し、経営規模拡大を図ることです。譲渡人は、耕作が困難なため、貸借することです。

また、本来であれば、更新の申請は8月で申請するところでしたが、書類不備により今月の申請となったとの始末書が添付されております。

また、関係書類についても完備されており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

続きまして、番号91番から95番については、関連がありますので、一括にて報告します。

9月25日、指名調査委員2名にて現地を調査してまいりました。代理人等については、電話にて確認いたしました。申請人、申請目的等については、議案書のとおりです。

申請場所は、90番の場所と同一のところでは、

この申請は、営農型太陽光発電施設である90番の土地に区分地上権を設定するものです。

また、これも本来であれば、8月に更新の申請するところ、書類不備のため、今月の申請となったとの始末書が添付されております。

また、関係書類についても完備されており、許可相当と判断されますので、御審議くださいますようお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の96、97について、議席番号2番、9番委員より調査報告を願います。

○9番（國谷博隆君） 番号96、それから97も同じ圃場で関連がありますので、一緒に説明をいたします。

9月25日8時30分より、指名調査委員2名と代理人立会いの下、現地調査を行いました。申請人、申請地は、議案書のとおりです。

申請場所は、国道50号線の滝川交差点を南へ500メートルぐらい行った先の丁字路を右折して、200メートルぐらい行った左側の農地です。

令和3年に営農型太陽光発電設備として、一時転用して許可を受けて開始していましたが、本来ですと、8月が申請期限なのですが、書類不備のため9月の申請になりました。1か月遅延しています。始末書も出ております。

現在は、サカキが少々植わっており、草も生えており、栽培等の一部しておりますけれども、出荷はしていない模様と見てまいりました。営農型ですから、今後栽培されると思

いますが、見た感じでは草もかなり生えており、サカキがどの程度、計画どおり植えられているのか分からなかったのですが、サカキそのものは植えてありました。

そうということで、書類は整っておりますので、許可相当かなというように思います。

それから、97番については同じですが、地上権設定ということで1か月遅延しており、始末書が出て、今後2年11か月の期間の申請となっております。

これも書類は整っておりますので、許可相当と思われます。よろしく御審議ください。お願いします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の98から100について、議席番号6番、12番委員より調査報告をお願いします。

○6番（柳橋 泰君） 番号98につきまして、調査の結果を説明いたします。

9月24日、調査委員2名により、譲受人立会いの上、現地を調査してきました。申請人、申請地等については、議案書に記載のとおりです。

申請地は、国道355号線、上郷入口交差点から県道南指原岩間停車場線を長沢方面に2.8キロメートルほど進み、羽梨山神社から450メートル南のところ です。

譲受人の申請事由は、営農型太陽光発電施設の設置に伴い、下部農地の耕作に適した作物を生産するためというものです。譲受人の申請事由は、休耕とならないようにするため、譲受人の要望に応えるというものです。権利関係は、賃貸借です。

本件は、更新手続の案件で、一時転用の期間を1か月経過しており、始末書が添付されています。申請地にはサカキが栽培されており、おおむね良好な管理状態です。

許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

続きまして、番号99につきまして、調査の結果を説明いたします。

9月24日、調査委員2名により、代理人立会いの上、現地を調査してきました。申請人、申請地等につきましては、議案書に記載のとおりです。

申請地は、調査番号98と同じ場所の一部です。

譲受人の申請事由は、営農型太陽光発電施設の設置に供するため。譲渡人の申請事由は、休耕しないようにするため、譲受人の要望に応えるというものです。権利関係は区分地上権です。

本件は、更新手続の案件で、一時転用の期間を1か月経過しており、始末書が添付されております。現況は、設置下部にはサカキが、おおむね良好な状態で栽培しております。

目的どおり利用されており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

続きまして、番号100につきまして、調査の結果を説明いたします。

同じく9月24日に調査委員2名により、代理人立会いの上、現地を調査してきました。申請人、申請地等につきましては、議案書に記載のとおりです。

申請地は、調査番号99の隣接地です。

譲受人の申請事由は、営農型太陽光発電施設の設置に供するため。譲渡人の事由は、休耕地とならないようにするための譲受人の要望に応えるというものです。権利関係は、区分地上権です。

本件は、更新手続の案件で、一時転用の許可を1か月経過しており、始末書が添付されております。現況は、設置下部にサカキが、おおむね良好な状態で栽培しております。

目的どおり利用されており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の101について、議席番号3番、13番委員より調査報告をお願いします。

○3番（青木勝照君） 調査番号101番につきまして、調査結果を報告いたします。

9月21日、指名調査委員及び推進委員と譲受人の立会いの上、現地調査を行いました。

申請地は、国道355号線と県道上吉影岩間線の交差する十字路から小美玉市に向かい、小島池の信号手前の変則的な丁字路を右に曲がり、50メートル行った右側の土地です。

譲受人の申請理由は、農業経営規模拡大のための農地取得です。譲渡人は、耕作が困難なため、相手の要望に応じるとのことです。

農業従事者は3人で、経営に見合った農機具類を保有し、農地を効率的に利用し耕作する技術を持っています。申請地の作物は栗です。自然環境は良好であり、効率的に耕作ができるものと思われます。

権利関係は贈与に間違いありません。

よって、以上の調査結果から、許可相当と判断いたしますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の102について、議席番号14番、15番委員より調査報告をお願いします。

○15番（込山祐一君） 申請番号102につきまして、調査の結果を説明いたします。

9月24日午後1時から、指名調査委員2名と譲受人の家族と代理人立会いの上、現地を調査してまいりました。申請人、申請地等につきましては、議案書の記載のとおりです。

申請地は、JA岩間給油所の手前の十字路を信号を南に300メートルほど行った右側の栗畑です。

譲受人の申請事由は、自宅の目の前の土地であり、以前から管理を行っていきまして、高齢となった祖父である譲渡人から正式に贈与を受けるということです。譲渡人の事由は、遠方であり、さらに高齢となったため、孫である譲受人に正式に贈与するとのことでした。取得後の申請地の利用計画ですが、栗を作付するということです。

そのほか関係書類についても完備しており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

ここで、事務局から補足説明願います。

○農業委員会事務局長（福嶋 猛君） 事務局から、許可要件について補足説明いたします。

番号の79から102につきましては、第3条の許可ができない場合を示した農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上でございます。

○議長（永田良夫君） 担当委員の調査報告が終わりました。

ただいまの担当委員の報告について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちにお諮りいたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第1号は原案どおり決定されました。

---

#### 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

○議長（永田良夫君） 日程第4、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

番号の102から108について、議席番号4番、11番委員より調査報告を願います。

○4番（石川 馨君） 番号102から103について、報告をいたします。

102番について、25日に調査委員2名にて調査をしてまいりました。現場につきましては、代理人より話を聞いております。申請人、申請地、目的等につきましては、議案書に記載のとおりであります。

場所は、JA常陸セレモニー諏訪より東へ50メートル辺りの左側の畑で分筆がなされておりました。

譲受人は、仕事の都合で県内での移動が多いため、交通の便が良い県央の、この地に魅力を感じたため自己住宅を建てたいと考え、申請に至ったものであります。譲渡人は、管理が行き届かないため、売買に応じるものであります。

隣接状況は、東側道路、残りは譲渡人のものであり、現在休耕中であります。問題ないと見てまいりました。

取水計画は、上水道接続、排水計画は、合併浄化槽にて処理後、側溝放流であります。雨水は、浸透ます設置、砕石敷きにより場内処理であります。

関係書類等の完備もあり、許可相当であると見てまいりましたので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

次に、103番、報告いたします。

この案件は、3条、86番、87番に関連するものであります。営農型太陽光発電施設の支柱部分を再賃貸借するものであります。

問題はないと見てまいりましたので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（永田良夫君） 11番。

○11番（鶴田英樹君） 番号104番から108番について、関連がありますので一括にて報告いたします。

9月25日、指名調査委員2名にて現地を確認してまいりました。代理人については、電話にて確認しております。申請人、申請目的等については、議案書のとおりです。

申請場所は、笠間市環境センターを西へ200メートル、北関東道に挟まれた一帯となります。

この申請は、先ほどの3条許可の91番から95番で出ていた地上区分権の下部に地上権を設定するものであります。これも、8月の更新の申請をするところ、今月の申請となったとの始末書が添付されております。

また、関係書類についても完備されており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の109、110について、議席番号17番、18番委員より調査報告を願います。

○18番（田山悦子君） 番号109、110につきましては、申請人が同一であり、また、申請地につきましても隣接しており、一括して調査の結果を御報告いたします。

9月25日に指名調査委員2名と譲渡人、代理人立会いの下、現地を調査してまいりました。申請人、申請地、申請目的等につきましては、議案書に記載のとおりでございます。

申請地は、友部第二小学校のプール東側150メートルほどのところでございます。

譲受人と譲渡人は親子関係で、譲受人である息子さんの事由は、既存施設の返却及び事業拡大に伴い、事務所に隣接している申請地を資材置場として使用したいというものでございます。譲渡人の事由は、宅地の一部を息子さんの資材置場として使用させていたということですが、車の移動の際、妨げになることから、資材等を別の場所に移してもらうことになり、新しい資材置場を探している息子さんの要望により、当該地を貸したいとしております。

権利移転の内容は使用貸借で、利用期間は、許可日から3年間の一時転用となっております。

隣接状況ですが、109番は東側、宅地、西側、畑と道路、南側、道路と宅地、北側、道路となっております。110番につきましては、東側、宅地、西側、宅地と道路、南側、宅地と雑種地、北側、道路と畑となっております。いずれも境界からある程度離れた位置に資材

等を置くとしており、日照、通風、耕作への影響はないとしております。

取水排水計画はなく、雨水は敷地内浸透処理としております。

関係書類も完備されており、許可相当と判断されますので、御審議くださいますよう、よろしく願いいたします。以上でございます。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の111、112について、議席番号2番、9番委員より調査報告を願います。

○9番（國谷博隆君） 番号111につきまして、調査の結果を報告します。

9月25日9時30分より、指名調査委員と代理人立会いの下、現地調査を行いました。申請人、申請地は、議案書のとおりです。

申請地は、小原神社の十字路を内原方面に約2キロぐらい行った左側の原坪公民館の前の畑でありました。この面積が、今回の申請は629平米ですけれども、一部、消防用の防火水槽が含まれているようです。

自己住宅を建てるということでの売買です。勤務地に近い、上下水道が整備されている、近隣に生活に必要なお店等が整っているということで、候補に選んだということです。北側が畑、南、西側は道路、東側は宅地ということで、周辺への影響はないものと見られます。

取水計画は、市水道を取り込み、排水は西側道路、農業集落排水に放流。雨水排水は宅地内で処理するということです。

書類も整っており、許可相当と判断されますので、よろしく願いをいたします。

ただ、面積が629平米と大きいので、この辺、どうするのか、検討をお願いします。以上です。

○議長（永田良夫君） 暫時休憩といたします。

午後2時07分休憩

---

午後2時10分再開

○議長（永田良夫君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

○9番（國谷博隆君） 112番につきまして、報告いたします。

これは、先ほど3条の97番の営農型太陽光発電施設と同じ場所です。

前任者よりの事業継承で、営農型太陽光発電施設の支柱の一部転用の申請ということです。これも1か月遅れの始末書が出ていますけれども、10月から2年11か月の利用期間での地上権設定です。

書類も整っておりますので、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の113から115について、議席番号6番、12番委員より調査報告を願います。

○6番（柳橋 泰君） 番号の113から115につきまして、御説明いたします。

まず、番号113につきまして、調査の結果を説明いたします。

9月24日、調査委員2名により、代理人立会いの上、現地を調査してきました。申請人、申請地等につきましては、議案書に記載のとおりで、権利関係は売買です。

申請地は、J R 岩間駅の東口の道路を350メートルほど進み、東側に入ったところです。

譲受人の申請事由は、子供の成長に伴い、通学等に便利な場所へ住居を設けたく、農地を譲り受けて自己住宅を建築したいというものです。譲渡人の申請事由は、譲受人の要望に応えるというものです。

取水計画は、公営上水道を利用。汚水、雑排水は公共下水道へ流入し、雨水は側溝へ流入する計画です。

資金計画は借入金によるものです。

東側は畑、西側は畑と宅地、南側は畑、北側、道路ですが、畑は、いずれも保全管理状態の土地で、日照、通風と周囲への影響は問題ないものと見てまいりました。

そのほか関係書類についても完備しており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

続きまして、114番につきまして、調査の結果を説明いたします。

9月24日、調査委員2名により、譲受人立会いの上、現地を調査してきました。申請人、申請地等については、議案書に記載のとおりです。

本件は、3条の調査番号99の関連案件です。

申請面積は、営農型太陽光発電施設の支柱の設置に要する面積で、権利関係は賃貸借です。更新手続で一時転用の許可申請を1か月経過しており、始末書が添付されております。

目的どおり利用されており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

続きまして、番号115につきまして、調査の結果を説明いたします。

9月24日、調査委員2名により、代理人立会いの上、現地を調査してきました。申請人、申請地等については、議案書に記載のとおりです。

3条の調査番号100の関連案件です。

申請面積は、営農型太陽光発電施設の支柱の設置に要する面積で、権利関係は賃貸借です。更新手続の案件で、一時転用の許可申請を1か月経過しており、始末書が添付されています。

目的どおり利用されており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の116について、議席番号14番、15番委員より調査報告を願います。

○15番（込山祐一君） 申請番号116につきまして、調査の結果を説明いたします。

9月の24日11時30分より、指名調査委員2名と譲渡人、代理人立会いの上、現地を調査してきました。申請人、申請地、申請目的等については、議案書に記載のとおりです。

申請地は、国道355号線バイパスから常磐道岩間インターチェンジ方面へ2キロほど行った左側の畑です。

譲受人の申請事由は、現在4工場で生産しておりますが、1工場が老朽化が進み、岩間工場が50メートル離れたところにあるので、近くのこの土地に工場を建てたいとのことでした。譲渡人の事由は、譲受人からの強い要望があり、自宅からも遠く耕作も不便なため、要望に応えたとのことです。

隣接地への影響ですが、東側が住宅と畑、西側、市道、南側、県道と住宅、北側が市道です。東側と南側に住宅がありますが、1階建ての建物ですので問題はないと思われます。隣接への日照、通風、耕作地への影響はありません。

取水計画ですが、市の上水道を利用します。排水計画は、汚水、雑排水は、合併処理浄化槽にて処理とのことでした。

そのほか関係書類についても完備しており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

ここで、事務局より農地区分等について説明願います。

○農業委員会事務局長（福島 猛君） 事務局より、農地区分について御説明いたします。

番号の104、105、106、107、108及び112につきましては、農業振興地域内の農用地になります。

番号の103、114及び115につきましては、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内であるため、第一種農地と判断されます。

番号の113につきましては、用途地域内の農地であるため、第三種農地と判断されます。

その他につきましては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地という理由から、第二種農地と判断されます。

農地区分については、以上でございます。

○議長（永田良夫君） 事務局の説明が終わりました。

議案第2号については、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定による議事参与の規制を受ける案件が1件ありますので、当該案件を分離して先に審議いたします。

まず、議案第2号の番号116について審議いたします。

審議が終了するまでの間、11番鶴田英樹委員、退場をお願いいたします。

暫時休憩といたします。

午後2時18分休憩

---

午後2時18分再開

○議長（永田良夫君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

お諮りいたします。

ただいまの説明について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちに、お諮りいたします。

議案第2号の番号116について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第2号の番号116は原案どおり決定されました。

それでは、11番鶴田英樹委員が入場しますので、暫時休憩といたします。

午後2時19分休憩

---

午後2時19分再開

○議長（永田良夫君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

次に、ただいま分離して審議した議案第2号の1件を除く14件について審議いたします。

お諮りいたします。

ただいまの説明について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちにお諮りいたします。

ただいま分離して審議した議案第2号の1件を除く14件について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、ただいま分離して審議した議案第2号の1件を除く14件について、原案どおり決定されました。

---

### 議案第3号 非農地証明願について

○議長（永田良夫君） 日程第5、議案第3号 非農地証明願についてを議題といたします。

番号の5について、議席番号2番、10番委員より調査報告を願います。

○10番（菅井 亘君） 番号5について、調査した結果を報告いたします。

9月の21日、指名調査委員、代理人立会いの上、現地調査を行いました。申請人、申請地は、この議案書に記載のとおりでございます。

申請場所は、国道50号線才木交差点から北に県道笠間日立線を3キロメートルほど進んだ道路沿いの東側地点でございます。ここは、経過を説明させていただきますが、旧笠間の

荒町で営業していた製材所が、借地として大渕の畑を借用し、社員の駐車場として利用しておりました。近年は、隣接するごみ収集会社が、駐車場として借用しておりましたが、令和4年に契約を終了しております。現況は雑種地となっております。

以上のことから、現地調査を行いまして問題点はございませんので、よろしく審議のほどお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の6について、議席番号14番、15番委員より調査報告を願います。

○15番（込山祐一君） 番号6につきまして、調査の結果を説明いたします。

9月の24日12時から、指名調査委員2名と届出人、立会いの上、現地を調査してまいりました。申請人、申請地等につきましては、議案書の記載のとおりです。

申請地は、国道355号線バイパス沿いにあるセブンイレブン土師店から石岡方面へ300メートルほど行った、右に50メートル入った左側の土地です。植林された跡はありませんが、直径30センチ以上の雑木が点々とあり、畑に戻すのは困難な土地だと思います。

もう一か所は、岩間支所前の信号を渡った右側の宅地とつながった土地であります。ここは、普通の木は植えられていなくて、竹が脇から入り込んでしまった通り抜けできないような竹林でした。

どちらの土地も、畑として再現するのには難しいと見てまいりましたので、御審議くださいますようお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

担当委員の調査報告が終わりました。

お諮りいたします。

ただいまの担当委員の報告について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちにお諮りいたします。

議案第3号 非農地証明願について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第3号は原案どおり決定されました。

---

#### 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定について

○議長（永田良夫君） 日程第6、議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局より説明願います。

○農業委員会事務局局長補佐（島田耕一君） 議案第４号 農業経営基盤強化促進法第18条第１項による農用地利用集積計画の決定について御説明申し上げます。

議案書につきましては、20、21ページになります。

今回の農用地利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法に基づく貸借権の設定で、相対による利用権の設定が４件となります。権利関係は、使用貸借権の設定が２件、賃貸借権の設定が２件となります。合計７筆、9,429平方メートルの設定でございます。詳細につきましては、議案書20、21ページを御覧いただき、御審議賜りますようお願いいたします。

なお、この農用地利用集積計画は、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第３項の各要件を満たしていると考えます。

説明については、以上でございます。

○議長（永田良夫君） 事務局の説明が終わりました。

議案第４号については、農業委員会等に関する法律第31条第１項の規定による議事参与の制限を受ける案件が１件ありますので、当該案件を分離して先に審議いたします。

まず、議案第４号、番号63について審議いたします。

審議が終了するまでの間、４番石川 馨委員、退場をお願いします。

暫時休憩といたします。

午後２時２８分休憩

---

午後２時２９分再開

○議長（永田良夫君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

お諮りいたします。

ただいまの説明について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちにお諮りいたします。

議案第４号の番号63について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第４号の番号63は原案どおり決定されました。

それでは、４番石川 馨委員が入場しますので、暫時休憩といたします。

午後２時３０分休憩

---

午後２時３０分再開

○議長（永田良夫君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

ただいま分離して審議した議案第４号の１件を除く３件について審議いたします。

お諮りいたします。

ただいまの説明について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちにお諮りいたします。

ただいま分離して審議した議案第4号の1件を除く3件について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、ただいま分離して審議した議案第4号の1件を除く3件について、原案どおり決定されました。

---

**議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について**

○議長（永田良夫君） 日程第7、議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について（機構・受け手間契約）を議題といたします。

事務局より説明願います。

○農業委員会事務局局長補佐（島田耕一君） 議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について（機構・受け手間契約）の内容を御説明申し上げます。

議案書につきましては、22ページ、23ページとなります。

農地中間管理事業により公益社団法人茨城県農林振興公社から借り受ける土地は、利用権の設定が2件となります。権利関係は、賃貸借権の設定が2件となります。合計21筆1万7,985平方メートルの計画でございます。詳細につきましては、議案書22、23ページを御覧いただき、御審議賜りますようお願いいたします。

なお、この農用地利用集積等促進計画案（機構・受け手間契約）は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項に規定されている県知事認可の各要件を満たしていると考えます。

説明については、以上でございます。

○議長（永田良夫君） 事務局の説明が終わりました。

議案第5号（機構・受け手間契約）については、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定による議事参与の制限を受ける案件が1件ありますので、当該案件を分離して先に審議いたします。

まず、議案第5号（機構・受け手間契約）の番号46について審議いたします。

審議が終了するまでの間、8番長谷川愛子委員、退場をお願いします。

暫時休憩といたします。

午後 2 時 3 4 分休憩

---

午後 2 時 3 4 分再開

○議長（永田良夫君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

お諮りいたします。

ただいまの説明について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちにお諮りいたします。

議案第 5 号（機構・受け手間契約）の番号46について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第 5 号（機構・受け手間契約）の番号46は原案どおり決定されました。

それでは、8 番長谷川愛子委員が入場しますので、暫時休憩といたします。

午後 2 時 3 5 分休憩

---

午後 2 時 3 5 分再開

○議長（永田良夫君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

次に、ただいま分離して審議した議案第 5 号（機構・受け手間契約）の 1 件を除く 1 件について審議いたします。

お諮りいたします。

ただいまの説明について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちにお諮りいたします。

ただいま分離して審議した議案第 5 号（機構・受け手間契約）の 1 件を除く 1 件について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、ただいま分離して審議した議案第 5 号（機構・受け手間契約）の 1 件を除く 1 件について、原案どおり決定されました。

次に、議案第 5 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について（一括契約）を議題といたします。

事務局より説明願います。

○農業委員会事務局局長補佐（島田耕一君） 議案第 5 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について（一

括契約)の内容を御説明申し上げます。

議案書につきましては、24ページになります。

農地中間管理事業により公益社団法人茨城県農林振興公社から借り受ける土地は、利用権の設定が1件となります。権利関係は、賃貸借権の設定が1件となります。合計1筆、2,752平方メートルの計画でございます。詳細につきましては、議案書24ページを御覧いただき、御審議賜りますようお願いいたします。

なお、この農用地利用集積等促進計画案(一括契約)は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項に規定されている県知事認可の各要件を満たしていると考えます。

説明については、以上でございます。

○議長(永田良夫君) 事務局の説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいまの説明について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(永田良夫君) 直ちにお諮りいたします。

議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について(一括契約)について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(永田良夫君) 異議なしと認め、議案第5号(一括契約)は、原案どおり決定されました。

暫時休憩いたします。

午後2時38分休憩

---

午後2時45分再開

○議長(永田良夫君) 休憩を解き、会議を再開します。

---

議案第6号 農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第1項の規定による農業振興地域整備計画変更認可に係る意見集約について

○議長(永田良夫君) 日程第8、議案第6号 農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第1項の規定による農業振興地域整備計画変更認可に係る意見集約についてを議題といたします。

番号の1について、農政課より説明願います。

○農政課係長(川上智昭君) 皆さん、お疲れさまです。農政課の川上です。よろしくお願ひいたします。

本日は、農業振興地域整備計画の変更申請案件につきまして、御説明させていただきます。着座にて説明させていただきます。

まず、案件1、用途区分変更になります。

まず、資料の1ページを御覧ください。

こちらが変更申請書のほうになります。

事業計画者、土地の所有者、事業計画地は記載のとおりとなります。事業計画者と土地所有者の関係は、他人となっております。

続いて、事業計画地は記載のとおりとなります。登記地目は田。面積は、3,685平米のうち1,000平米の用途区分の変更申請になります。

続きまして、利用目的及び土地の選定理由です。

利用目的は、農業の6次産業化に伴う加工兼販売施設の設置になります。事業計画者は、笠間市本戸地区で有機農産物を生産し、営農しております。

土地の選定理由につきましては、事業計画者において土地を所有しておらず、事業計画者が借り受けているその他の土地を検討しましたが、土地所有者からの同意が得られない等の理由により用地が見つからずにいる中で、以前から借り受けて耕作している当該農地につきましては、隣接する市道来栖本戸線が開通したことにより、交通量も増加し、交通の便も改善されて、なお、営農している本戸地区からも近く、立地も好条件であり、土地所有者から承諾も得られたため、当申請地を選定いたしております。

続きまして、事業内容に関しまして関連資料を用いて説明いたします。2ページ、3ページをお開きください。

2ページが、白黒になってしまって分かりづらいのですが、申請地の位置図となっております。

次、3ページをお開きください。

3ページにつきましては、こちらがまだ市道の来栖本戸線の開通前の地図になっておりまして、ちょっと分かりづらいのですが、図面の左下の部分、申請地と書いてあるのですが、図面の左下の申請地と書かれている場所が今回の当該農地となっております。

続きまして、4ページをお開きください。

計画地は、来栖のフルーツラインから市道来栖本戸線を稲田方面に約600メートルほど進んだ場所になります。当該農地の中央部です。こちらが、記載は書かれてはいないのですが、この4ページで言いますと、ちょうど地番が書かれている辺りになります。こちらの中央部を用途区分の変更申請するような形の申請となっております。

中央部の申請としての理由につきましては、4ページの図面のまず右側のほうがフルーツライン側となりまして、フルーツラインから、こちら来栖本戸線を下り坂のカーブで下りてきたところになります。ちょうどカーブを下りきったような場所になりますので、こちらのほうが当該農地への進入がしづらく、交通事故等の危険性もあるため、右側のほう

は断念しております。

続きまして、図面の左側部分が旧道部分という形になるのですが、こちらのほうは、当該農地は盛土をしている農地となっております。

ただ、こちらの左側の旧道側につきましては、盛土が高くなっておりまして、地盤が弱いような形になっております。そのため、中央部よりも地盤の補強費が、工事費が高くなってしまったため、断念しております。

また、真ん中を抜いた場合の残地となる両サイド、左右の農地につきましても、今回の事業計画者が借り受けており、耕作を行う計画となっております。そのため、事業者としては、今回の申請施設の両サイドに農地があるほうが全体の景観としても好ましいというのが、中央部分を申請した理由となっております。

続きまして、5ページをお開きください。

5ページが今回の配置図となっております。当該農地の真ん中に施設を建設する予定になっております。

続きまして、6ページになります。

こちらが建設予定の施設の平面図、立面図になっております。

続きまして、7ページ。

7ページが当該農地の登記簿になっております。

続きまして、8ページ、9ページが、事業計画者が法人になっておりますので、法人の登記簿になっております。

続きまして、10ページ。

こちらが隣接する筆の所有者からの同意になっております。

続きまして、11ページ、12ページが、代替地の検討の確認書になっております。こちらでも現在、事業申請者、事業計画者のほうで借り受けている農地等を代替地として検討を入れたのですが、地権者、土地所有者からの同意が得られなかったということで、今回の申請地を選定している結果となっております。

12ページは、地番のところに薄いマーカーが引いてあるところが、検討確認書で検討した土地になっております。

最後に、13ページから17ページが、農振農用地区域の図面及び現地の確認の写真を掲載しております。御確認いただければと思います。

13ページの当該農地の前面が赤くなっているところ、ここが今回、来栖本戸線の道路が通った部分になります。前面が道路の赤い部分になっております。

続きまして、14ページです。

14ページからが現地の確認の画像になっております。①番が真上から撮った航空写真になります。赤く記したのが、当該農地。その真ん中のところ、点線の黒線で示させていただいたのが、用途区分変更の申請を行っている農地の部分になります。当該農地の中央部

分となっております。

続いて、②番のところが当該農地の北側の広がりです。北側の農地の広がり写真になります。

15ページの③番が当該農地の東側の農地の広がりになります。こちらがフルーツライン側の広がりになります。ここは坂になっているので、画像というか、ちょっと歪んだような形で分かりづらいです、すみません。

同じく④番が、当該農地から見て南側の広がりになります。

16ページが、当該農地からの西側の農地の広がりとなっております。

一番最後の17ページに載せさせていただいたのが、農振の図面の広域を示した図面となっております。

今回の事業計画につきましては、土地改良事業の区域外であることを確認しております。

また、事業実施により付近への影響がないように、必要な対策を行うことを確認しております。

案件1の説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○議長（永田良夫君）　続きまして、番号の1について、議席番号5番、7番委員より調査報告をお願いします。

○7番（入江保夫君）　申請番号1につきまして、御報告いたします。

9月24日に指名調査委員全員と申請人立会いの下、現地確認を行いました。申請場所及び申請人、所有者等は、議案書のとおりです。

先ほど農政課より、逐次、詳細の説明はございましたが、ちょっと足りない点について御説明したいと思います。

この対象地は、東西南北、道路に囲まれているということが1点。それと建物が中央にして、その両脇を小麦を栽培、作付をします。それで真ん中の建屋については、平屋。周りへの耕作地への影響、日照、通風等の問題はなしと。

その直売所、加工所、6次産業に伴っての実施なのですが、主に小麦を収穫し、その小麦でパンを作るということです。それで足りないものについては、有機栽培で北海道からの買入れという形で1年の稼働をしていくと。その他として、有機栽培の農産物を直売していくということが運営の経営の主体となっているそうです。

また、周辺の地権者について、先ほど言いましたように同意を得ているということです、当面、特に問題はないと。

また、関係書類も完備されておりますので、御審議をお願いしたいと思います。以上です。

○議長（永田良夫君）　御苦労さまでした。

次に、番号の2について、農政課より説明願います。

○農政課係長（川上智昭君）　続きまして、案件2の説明をいたします。お手元の資料、

案件２の資料を御覧ください。こちらが除外の申請となっております。

こちらの事業計画者及び土地所有者は、申請書の記載のとおりとなっております。事業計画者と土地所有者の関係は、他人となっております。

事業計画地は、記載のとおりとなります。計画としましては、湯崎の２筆が事業の計画地となっております。そのうち、１筆が農用地区域内となっており、今回の除外の申請の当該農地となっております。

登記地目は畑、面積は5,728平米となります。

利用目的及び土地の選定理由につきましては、利用目的は事務所兼倉庫となっております。事業計画者は、現在、笠間市安居で営業をしておりますが、社員の増加により会議室や駐車場等が不足しており、また、事業拡大により在庫等を保管する倉庫スペースも不足し、業務に支障が出ている状況となっております。

土地の選定理由につきましては、当該農地は一団の大きな土地になり、現在の問題を解決できるだけの施設を設置することができ、かつ、スマートインターチェンジも近いため、物流のトラック搬入等でも近隣に迷惑をかけずに業務ができることから、本申請地を選定しております。

また、選定に際しましては、隣接の筆の所有者に事業計画を十分に御説明し、同意を得ております。

続いて、事業内容に関しましては、関連書類、資料を用いて御説明いたします。

まず、２ページを御覧ください。

広域の申請地の位置図となっております。ＪＡ常陸友部花卉センターのすぐ隣の農地となっております。

続いて、３ページを御覧ください。

こちらも近隣の状況等を示した図面となっております。

続きまして、４ページをお開きください。

申請地及び隣接地の状況を示した公図の写しとなっております。こちらの図面の真ん中、これが今回の農振農用地区域内になります。その右側の点線で囲われているところ、こちらが今回、事業計画には入っているのですが、農用地区域外になっているので、今回の除外申請には入っていない農地となっております。

続きまして、５ページをお開きください。

土地の利用計画図となっております。向かって右側が道路となっております。当該農地の奥側では、大型車両の回転ができるようなスペースも設けております。

続いて、６ページをお開きください。

当該施設の平面図及び立面図となっております。当該平面図で言うと、向かって右側が事務所等の施設になっておりまして、向かって左側一帯が倉庫スペースになります。

続きまして、７ページから９ページ、こちらが申請地の登記簿となります。こちらは、

農振農用地区域外の土地も含めております。

続きまして、10ページ、11ページ、こちらは、今回申請されている法人の登記簿となっております。

12ページから22ページが、当該申請者の計画者の法人の定款と会社の概要を示した案内の資料となっております。資料が多くて申し訳ないのですが、関係書類となっております。

ちなみに当該の今回の事業計画者は、事業内容としてはカプセルトイ、俗に言うガチャガチャというのですかね。おもちゃ屋さんであったりとか施設とかにあるガチャガチャを製造している会社さんになります。

続きまして、23ページから26ページが、隣接の筆の所有者からの同意となっております。

続きまして、27ページから30ページ、こちらは、代替地の検討の確認書及び関連の資料となっております。27ページが検討の確認書、28ページから30ページが、検討確認を入れた土地の位置図の図面となっております。

最後に、32ページから36ページ、こちらが農振農用地区域の図面及び現地の確認の写真を掲載しております。御確認いただければと思います。

32ページの農振図の広がりのところにつきましては、下の赤いところは、除外が既に済んでいる土地になります。

続きまして、33ページです。

33ページからが現地の確認画像になります。①番が上空から見た図面になります。赤い枠は、今回の農用地区域内の申請地。青い点線で囲ったところが、事業計画には入っておりますが、農振農用地区域外になっている土地となっております。ここも含めた形の計画になっています。

続いて、②番のところが、当該農地から見て北側の広がりです。

続きまして、34ページの③番、こちらが当該農地から見て東側、高速道路側の広がりになります。

続いて、④番が南側ということで、サービスエリア側の広がりとなっております。

続きまして、35ページ⑤番が、当該農地から見て西側ですね、JAの花弁センター側の広がりとなっております。

最後に、36ページが広域での農振農用地区域の図面となっております。

今回の事業計画地につきましては、農振農用地区域の縁辺部に当たることを確認しております。

また、農振除外の6要件ですが、今回の除外につきましては、申請地は、ほかに代替すべき土地がないこと。地域計画内で担い手が特定されておらず、また、確保も見込まれていないことから、地域計画の達成に支障を及ぼさないこと。農振農用地の縁辺部に当たるため、変更後の農用地区域の連担性が保たれること。農地の集団性が損なわれるおそれがないことから、担い手に対する利用の集積に支障を及ぼさないこと。申請地は土地改良事

業の区域外であること。以上の要件を全て満たしていることを確認しております。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○議長（永田良夫君） 続きまして、番号の2について、議席番号4番、11番委員より調査報告をお願いします。

○11番（鶴田英樹君） 番号2番について、報告します。

9月25日、指名調査委員2名にて現状を見てまいりました。

場所は、JA常陸友部花卉センターの東側になります。

この農地は、東側、宅地、常磐自動車道、西側、JA常陸友部花卉センター、南側、配送センター、北側、市道となっており、他の農地に隣接していないため、除外しても他の農地への影響はないものと見てまいりましたので報告します。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

議案第6号については、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定による議事参与の制限を受ける案件が1件ありますので、当該案件を分離して先に審議いたします。

まず、議案第6号の番号1について審議いたします。

審議が終了するまでの間、16番大橋正義委員、退場をお願いします。

暫時休憩といたします。

午後3時14分休憩

---

午後3時15分再開

○議長（永田良夫君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

議案第6号 農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第1項の規定による農業振興地域整備計画変更認可に係る意見集約について、番号の1については、用途区分変更をすることは、やむを得ないということで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、番号の1は用途区分変更をすることについて、やむを得ないということで決定されました。

それでは、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第1項の規定による農業振興地域整備計画変更認可に係る当農業委員会の意見について、事務局より説明願います。

○農業委員会事務局局長補佐（島田耕一君） 令和6年9月10日付笠農政第480の1号で意見を求められた農業振興地域整備計画変更について、当農業委員会の意見について御説明申し上げます。

番号の1について読み上げます。

3、利用目的。農業用加工兼販売施設。

4、農地区分。第一種農地。

5、当委員会の意見。申請地は第一種と判断され、転用は原則不可であるが、農地の転用の不許可の例外、農地法施行令第4条第2項イの規定により、申請に関わる農地を農業用施設、農畜産物処理加工施設、畜産物販売施設、その他、地域の農業の振興に資する施設として、農林水産省令で定めるものの用に供するために行われるものであることから、本農地を選定し申請することがやむを得ないと認められ、農地法許可基準の許可見込みがあると判断した。

以上のような内容で、当委員会の意見として農政課へ回答したいと考えます。

説明については、以上でございます。

○議長（永田良夫君） お諮りいたします。

ただいまの説明について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） それでは、事務局説明のとおり、農政課へ意見書を提出します。

それでは、16番大橋正義委員が入場しますので、暫時休憩といたします。

午後3時19分休憩

---

午後3時19分再開

○議長（永田良夫君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

次に、ただいま分離して審議した議案第6号の1件を除く1件について審議いたします。

番号の2については、農用地区域から除外することは、やむを得ないということで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、番号の2は、農用地区域から除外することについて、やむを得ないということで決定されました。

それでは、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第1項の規定による農業振興地域整備計画変更認可に係る当農業委員会の意見について、事務局より説明願います。

○農業委員会事務局局長補佐（島田耕一君） 番号の2について読み上げます。

3、利用目的。事務所兼倉庫。

4、農地区分。第三種農地。

5、当委員会の意見。申請地は、利用の目的、申請事由、位置等から判断し、本農地を選定し申請することが、やむを得ないと認められ、農地法許可基準の許可を見込みがあると判断した。

以上のような内容で、当委員会の意見として農政課へ回答したいと考えます。

説明については、以上でございます。

○議長（永田良夫君） お諮りいたします。

ただいまの説明について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） それでは、事務局説明のとおり、農政課へ意見書を提出します。  
農政課職員が退場しますので、暫時休憩いたします。

午後 3 時 2 1 分休憩

---

午後 3 時 2 3 分再開

○議長（永田良夫君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

---

#### 報告第 1 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について

○議長（永田良夫君） 日程第 9、報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について、事務局より報告願います。

○農業委員会事務局長（福嶋 猛君） 報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について、報告いたします。

議案書につきましては、26 ページから 29 ページになります。

番号 121 は、土地改良事業エリア外となり、担い手への配分が行われないため、合意を解約するものです。

番号 122 は、新しい担い手へ転貸するため合意を解約するものです。

ページ飛びまして、28 ページになります。

番号 123 から、29 ページの番号 125 は、売買のため合意を解約するものです。

報告については、以上でございます。

○議長（永田良夫君） 以上で、報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知についてを終わります。

---

#### 閉会の宣言

○議長（永田良夫君） 以上で提出議案の審議は全て終了いたしました。

これにて令和 6 年第 9 回笠間市農業委員会定例総会を閉会といたします。

御苦労さまでした。

午後 3 時 2 5 分閉会

会議規則第 1 5 条の規定により署名する

議 長

6 番 委 員

8 番 委 員